

登録すると交付される「犬の鑑札」

平成22年4月1日より鑑札のデザインが替わりました！



旧鑑札（従来型）



新鑑札（足型）

平成22年4月1日から

狂犬病予防法により、飼い犬には鑑札を装着することが義務づけられています。逃げ出した場合に登録番号で所有者がわかり、すぐ連絡することもできます。必ず装着しましょう。

画像は宜野湾市で登録した犬の鑑札です。

登録は一生に一度なので、他市町村へ転出した場合は、転出先の市町村で「犬の所在地変更」の手続きを行ってください。

紛失した場合は再発行もできます。

鑑札再交付手数料 = 1,600円

旧鑑札から新鑑札にする場合も再発行となります。